

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 栃木県大田原市北金丸2122番地

氏 名 那須マテリアル株式会社

代表取締役 星彰治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 30年 10月 6日

許可の有効期限 平成 37年 10月 5日

COPY

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④ゴムくず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上6種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 18年 10月 6日 新規許可

平成 23年 10月 6日 更新許可

平成 30年 10月 6日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

COPY

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無